

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告

第21準備書面

令和5年2月17日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

御庁の頭書事件における令和4年12月27日付求釈明に対する回

答は、以下のとおりである。

第1 求釈明事項1について

原告と被告が雇用期間にあった期間の正確な始期と終期は、次頁の別表1のとおりである。

別表1

		請求月基準		税抜金額																										
事業年度		35期	36期	37期	38期	39期	40期	41期	42期	43期	44期	45期	46期	47期	48期	49期	50期													
暦年		2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)														
下請期間		←	~2008/11/30	2009/5/1~	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→														
在籍期間			08/12/1~09/4/30																											
1~9月	10~12月	4件 7,050,000	0件 0	10件 2,160,000				0件 0	3件 2,170,000		10件 2,370,000	3件 975,000	14件 2,755,000	5件 1,312,000	13件 3,585,000	2件 450,000	18件 3,151,000	4件 809,000	9件 2,315,000	4件 750,000	5件 2,190,000	0件 0	1件 150,000	0件 0						
発注件数		4件		10件				3件		13件		19件		15件		22件		13件		5件		1件								
金額		7,050,000		2,160,000				2,170,000		3,345,000		4,078,000		4,435,000		3,960,000		3,065,000		2,190,000		150,000								

下請期間のみ 下請期間のみ

2008.10(37期)~2010.9(38期) のデータ不明

別表2

	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992~2007	2008	2009	2010~2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
原告：森次茂廣	広島製糖株式会社所属（代表取締役社長 堀田照三）								自営業（ネクストフォレスト）	KRC在籍 (2008/12/1~2009/4/30)		自営業（ネクストフォレスト）						
被告：計測リサーチコンサルタント（KRC）との関係	創業者・代表者共通・会社間の取引有 (当時のKRC代表取締役社長は堀田照三)								会社間の取引有	KRC職員		会社間の取引有	侵害を 主張	刑事告訴	民事裁判			

第2 求釈明事項2について

1 就業以前

原告は、1984年から1991年まで、被告の関連会社であり創業者及び代表取締役が同一人物であった広島測器株式会社に所属していた。その後、原告はネクストフォレストという屋号で独立した。(前頁の別表2)。

2 就業後

原告は、被告就業後、再びネクストフォレストという屋号で独立した。独立後の取引状況としては、前頁の別表1に発注件数及び被告が原告へ支払った金額の総額を記す。裏付ける証拠としては、被告が税務申告のため作成した仕訳帳がある。

第3 求釈明事項3乃至5について

被告が本件プログラム1ないし同4、同6を発注した経緯、具体的状況、納品態様、使用態様は次のとおりである。

- 1 被告が請け負っているのは現場でのデータ計測業務であるところ、その計測業務は、現場に設置したセンサー・ロガー・AD変換機・PCをセットとするハードウェアと、そのハードウェアにインストールして使用するソフトウェア(本件プログラム)で実施される。
- 2 このように、被告が業務で使用する本件プログラムを含むソフトウェアは、現場に設置されるハードウェアへインストールされているという特徴から、具体的に次のような経緯を経て、本件プログラムは制作・納品・使用される。なお、本件プログラム1及び2は、客先1社が開発した独自工法での計測業務に用いられるという点で、他のプログラムとは異なる特徴がある。これについては後述する。

① 被告は、客先からの発注仕様を踏まえ、現場で使用するハー

ドウェアを購入する。

- ② 被告は、購買した被告所有のハードウェアを、原告に対し、貸与する。
- ③ 原告は、貸与された被告所有のハードウェアを開発環境として、ソフトウェアを制作し、それを同ハードウェアにインストールする。
- ④ ソフトウェアがインストールされた被告所有のハードウェアを、被告が現場へ設置する。

また、この時、被告は、ソフトウェアのバックアップを取る。

- ⑤ 現場で、ソフトウェアがインストールされたハードウェアが運用される。
- ⑥ バグ等による不具合が生じれば、原告又は被告が対応する。原告が対応する場合は、電子メールや USB 等により被告へ対応プログラムを伝達する方法で行われる。
- ⑦ 現場での使用態様について、客先からの発注仕様次第であるが、基本的に、被告が客先に対し請け負っている業務はデータを計測することであるため、設置したハードウェアは起動させ続けてデータを取り記録し続ける。

計測後のデータを、紙媒体等に出力する作業は、客先が任意に行う。

- ⑧ 現場が終了した場合、被告は自己所有のハードウェアを回収する。

3 以上のほか、本件プログラム 1 及び 2 については、次のような特徴がある。

本件プログラム 1 及び 2 は、被告が訴外ゼネコン A 社から請け負った、訴外ゼネコン A 社が開発した独自工法で用いられるケーソン

(作業室)の挙動や室内状況の計測業務に使用するため、制作されたものである。

したがって、訴外ゼネコン A 社が上記独自工法を使用するときは、すべての現場にて本件プログラム 1 及び 2 が使用される。

第 4 求釈明事項 6 について

2000 年頃、原告及び被告間にて、遠心計測プログラムを用いた業務を行った際、この遠心計測プログラムを改造して汎用的な動的計測プログラムを作成したら、概ねどのような動的計測に対応できて便利だ、という話になり、本件プログラム 5 が作成され、以後被告は保有し続けている。

第 5 求釈明事項 7 について

1 「本件 PC」が被告へ預託された経緯

本来であれば上記第 3. 2 ①及び②のとおり被告がハードウェアを購入して原告へ貸与しソフトウェアの開発環境を整えるところ、客先へのハードウェア設置の納期との関係で、取り急ぎ開発環境を整える必要があったことから、被告の手元にあった「本件 PC」をそのまま原告へ貸与した。

2 預託の際の本件 PC に記録された本件プログラム 1 ないし同 6 の情報の有無及び内容について、被告は、「本件 PC」の預託当時、原告から本件プログラムの使用について包括的な許諾を得ており原告との間でトラブルは無いとの認識でいたため、「本件 PC」に記録された本件プログラム 1 ないし同 6 の情報の有無及び内容について特に確認をしていない。

以上